

第6回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

平成25年11月12日提出

- ・ 件数 10件
 【内訳】 議案 9件（予算関係 1件 その他8件）
 報告 1件

・ 議案の要旨

予算関係

議案第129号 平成25年度南相馬市一般会計補正予算について

その他

議案第130号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	わんぱくキッズ育成施設整備委託
施工場所	南相馬市原町区高見町二丁目22番地1地内
契約の金額	262,500,000円
契約の方法	随意契約
工期	本契約移行の日から平成26年3月27日まで
契約の相手方	東京都目黒区東山一丁目17番16号 TSP太陽株式会社

議案第 131 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	防災集団移転促進事業住宅団地造成（寺内地区）工事
施工場所	南相馬市鹿島区寺内字佛方地内外
契約の金額	393,750,000円
契約の方法	制限付き一般競争入札
工期	本契約移行の日から平成26年9月16日まで
契約の相手方	南相馬市鹿島区岡和田字沢田88番地 後藤建設工業株式会社

議案第 132 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	防災集団移転促進事業住宅団地造成（小川町地区）工事
施工場所	南相馬市原町区小川町地内外
契約の金額	291,900,000円
契約の方法	制限付き一般競争入札
工期	本契約移行の日から平成26年8月29日まで
契約の相手方	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社

議案第 133 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（北泉地区）		
取得する土地の表示	所在地	地目	面積
	南相馬市原町区北泉字地蔵堂 1 番 2	宅地	2.65 m ²
	南相馬市原町区北泉字地蔵堂 2 番 1	田	317.00 m ²
	南相馬市原町区北泉字地蔵堂 4 2 番 1	田	482.00 m ²
	南相馬市原町区北泉字地蔵堂 4 5 番 1	田	915.00 m ²
	南相馬市原町区北泉字地蔵堂 4 9 番 1	田	937.00 m ²
	南相馬市原町区北泉字地蔵堂 5 2 番 1	田	934.00 m ²
	南相馬市原町区北泉字地蔵堂 5 5 番 1	田	943.00 m ²
	南相馬市原町区北泉字地蔵堂 6 2 番 1	田	883.00 m ²
	南相馬市原町区北泉字地蔵堂 1 3 3 番	宅地	1,252.60 m ²
	南相馬市原町区北泉字地蔵堂 2 8 7 番	山林	602.00 m ²
	南相馬市原町区北泉字地蔵堂 2 8 8 番	畑	829.00 m ²
	合計	8,097.25 m ²	
	取得予定価格	23,068,970円	
取得の方法	随意契約		
取得の相手方			

議案第 134 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（泉地区）		
取得する土地の表示	所在地	地目	面積
	南相馬市原町区泉字前向 6 8 4 番 1	山林	1,249.00 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 6 8 6 番	山林	280.00 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 6 8 7 番 1	山林	361.00 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 6 8 7 番 2	山林	20.00 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 6 8 7 番 3	山林	4.39 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 6 8 8 番	畑	1,239.00 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 6 9 0 番	原野	403.00 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 6 9 1 番 1	山林	792.00 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 6 9 1 番 2	山林	33.00 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 6 9 2 番	宅地	1,401.65 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 6 9 5 番 1	田	662.00 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 7 0 6 番 1	雑種地	140.00 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 7 1 1 番	原野	171.00 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 8 4 4 番 1	畑	1,194.00 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 1 0 3 4 番	雑種地	155.00 m ²
		合計	8,105.04 m ²
取得予定価格	25,138,853円		
取得の方法	随意契約		

取得の相手方	
--------	--

議案第 135 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（泉地区）		
取得する土地の表示	所在地	地目	面積
	南相馬市原町区泉字前向 5 2 7 番	畑	350.00 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 9 0 8 番	畑	456.00 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 1 0 6 1 番	畑	225.00 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 1 0 7 8 番	田	11,350.00 m ²
	南相馬市原町区泉字前向 1 0 7 9 番	田	8,710.00 m ²
	合計		21,091.00 m ²
取得予定価格	34,295,850円		
取得の方法	随意契約		
取得の相手方			

議案第 136 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（下渋佐地区）		
取得する土地の表示	所在地	地目	面積
	南相馬市原町区下渋佐字赤沼 2 9 1 番	田	5,031.00 m ²
	南相馬市原町区下渋佐字後川 2 0 9 番 1	宅地	440.64 m ²
	南相馬市原町区下渋佐字後川 3 3 2 番 1	田	2,528.00 m ²
	南相馬市原町区下渋佐字後川 3 3 3 番	雑種地	46.00 m ²
	南相馬市原町区下渋佐字後川 3 3 4 番	雑種地	29.00 m ²
	南相馬市原町区下渋佐字後川 3 3 5 番	雑種地	244.00 m ²
	南相馬市原町区下渋佐字大橋 1 0 8 番 1	畑	1,301.00 m ²
	南相馬市原町区下渋佐字大橋 1 0 9 番	山林	175.00 m ²
	南相馬市原町区下渋佐字大橋 1 1 3 番	宅地	451.22 m ²
	南相馬市原町区下渋佐字大橋 1 2 8 番 1	田	87.00 m ²
	南相馬市原町区下渋佐字大橋 1 2 9 番	畑	376.00 m ²
	南相馬市原町区下渋佐字大橋 1 4 7 番	畑	706.00 m ²
	合計	11,414.86 m ²	
取得予定価格	35,057,974円		
取得の方法	随意契約		
取得の相手方			

議案第 137 号 附帯控訴の提起について

【概要】

損害賠償等請求事件の判決について、これを不服として相手方が控訴したことから、本市敗訴部分を争うための附帯控訴を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

第一審事件名

福島地方裁判所相馬支部平成23年(ワ)第58号損害賠償等請求事件

当事者

控訴人(第一審原告)

被控訴人(第一審被告)南相馬市

附帯控訴の趣旨

福島地方裁判所相馬支部平成23年(ワ)第58号損害賠償等請求事件について、福島地方裁判所相馬支部が平成25年8月30日に言い渡した判決の被控訴人敗訴部分を取消しするとともに、控訴人の請求を棄却し、第一審の訴訟費用は控訴人の負担とする旨の判決を求めるもの。

本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任するもの。

報告

報告第9号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成25年10月16日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

13,936円

{	うち保険等により補てんされる額	13,936円
	市が自ら負担する額	0円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成25年7月18日午後3時45分頃、原町区橋本町四丁目35番地先の点滅信号交差点において、黄色点滅信号を公用車が直進していた際、赤色点滅信号側より右折してきた相手方車両と衝突し、相手方に損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。